

# 中小企業者向け省エネ促進税制 (個人事業税の減免)

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免します。

## 対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者

○個人事業者とは、個人で事業を行っている方のうち、個人事業税の納税義務者の方をいいます。

○「地球温暖化対策報告書」等とは、具体的に、以下のいずれかの書類をいいます。

- ・地球温暖化対策計画書
- ・地球温暖化対策報告書
- ・特定テナント等地球温暖化対策計画書

## 対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

### 温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの

・温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所については、環境確保条例<sup>\*</sup>による温室効果ガス排出総量削減義務があります。制度の詳細については、環境局ホームページをご覧ください。

<sup>\*</sup>「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)

### 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したもの

- ・所得税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。
- ・貸付又は住宅の用に供する設備、取得時にすでに事業又は住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。

### 導入推奨機器

- ・空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)
- ・照明設備(蛍光灯照明器具)
- ・小型ボイラー設備(小型ボイラー類)
- ・再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)

指定された機器の型式番号は、環境局ホームページで公表しています。なお、導入推奨機器は、随時、追加・取消がありますので、機器更新時等には、必ず機器指定の最新の情報をご確認ください。  
上記要件を満たした設備であっても、「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」に係る助成を受けた設備は、減免対象になりません。

## 減免額

設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免します。

○減免を受ける年度の個人事業税額の2分の1を限度とします。

○減免しきれなかった額は、翌年度の個人事業税額から減免できます。

## 適用期間

次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に減免を適用します。

平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間

## 減免手続

個人事業税の納期限までに、減免申請書に必要書類を添付して、所管の都税事務所に提出します。

○第1期納期限後、第2期納期限までに減免申請をした場合は、第2期納付分の2分の1が減免の上限額になります。

## 地球温暖化対策報告書制度

(平成22年度から報告書制度を開始しています)

### 中小規模事業所を対象とした地球温暖化対策報告書制度の概要

都内の全ての中小規模事業所において、簡単にCO<sub>2</sub>の排出量を把握でき、具体的な省エネ対策に取り組むことができるよう、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を任意\*に東京都へ報告することができる「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。

\* 同一事業者の事業所等のエネルギー使用量を合算して3,000kl以上になると、報告が義務となります。

#### (報告書制度活用のメリット)

- ・省エネ対策メニューの実行により光熱水費が削減できます。
- ・積極的な省エネの取組が公表されることで企業としてのイメージアップを図れます。
- ・東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトの助成金交付条件になります。
- ・都の省エネ促進税制の**事業税減免の対象**となります。
- ・報告書の提出は、都の排出量取引制度への参加条件の一つです。

## 法人事業税の減免

中小企業者向けの省エネ促進税制は、個人事業者のほか法人も対象となります。個人事業者の場合とほぼ同様の手続きですが、適用期間等、異なる部分があります。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

### 法人事業税の減免の概要

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1を限度 減免しきれなかった額は、翌事業年度等の税額から減免可
適用期間	平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度

対象設備については、個人事業税の場合と同様です。

## お問い合わせ先

### 省エネ促進税制(減免)に関すること

所管都税事務所 個人事業税係・法人事業税係  
東京都主税局 課税部課税指導課 個人事業税係 (TEL) 03-5388-2969  
東京都主税局 課税部法人課税指導課 法人事業税係 (TEL) 03-5388-2963

東京都主税局ホームページ <東京版> 環境減税について  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

主税局 環境減税

検索

詳細は主税局ホームページをご確認ください。  
申請様式や制度のQ & A等を掲載しています。

### 東京都環境局の制度に関すること

#### 【地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること】

東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎9階中央  
(TEL) 03-5388-3408

#### 【環境局ホームページ】

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>